

## 下請取引適正化参考資料

本参考資料は、下請契約の締結をはじめとして、工事目的物の検査及び引渡し、下請代金の支払等、元請・下請間における適正な取引のあり方についてまとめたものです。

今後の貴社の業務遂行にあたっての参考にして下さい。

なお、国土交通省では、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的とした「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を平成19年6月29日に策定し、平成20年9月18日に改訂していますので、併せて参考にして下さい。

ガイドラインのURL：<http://www.mlit.go.jp/common/000023582.pdf>

## 1. 下請代金の見積・決定について

### (1) 金額の決定方法

- ・請負価格の決定は、見積り及び協議を行う等の適正な手順によること。  
「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照
- ・注文者は自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結しないこと。  
（建設業法第19条の3参照）

### (2) 見積りの依頼方法

- ・見積書の作成を依頼する際は、施工責任範囲、施工条件等を明確にした見積依頼書を提示すること。  
「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成19年8月1日国総入企第18号）参照

### (3) 見積りの内訳の明示方法

- ・建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めること。（建設業法第20条第1項参照）
- ・建設工事の見積りについては、切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような工種の別ごと、本館、別館のような目的物の別ごと等の「工事の種別」ごとに、労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の「経費」の内訳を明らかにして行うよう努めること。

### (4) 見積り期間

- ・建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合には契約締結以前に、入札の方法により競争に付する場合には入札以前に、請負契約書に記載すべき事項とされている工事内容、工期等の事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、契約締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならない。（建設業法第20条3項参照）

#### \*建設業法施行令第6条第1項

法第20条第3項に規定する見積り期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日間以内に限り短縮することができる。

- 一 工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
- 二 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
- 三 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

## 2. 下請契約の締結について

### (1) 契約締結の方法

- ・建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。（建設業法第18条参照）
- ・建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、契約の内容となる一定の重要な事項を具体的に記載した書面に、当事者が署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。（建設業法第19条第1項参照）
- ・請負契約の内容を変更する際においても、建設工事の着手前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。（建設業法第19条第2項参照）

### (2) 使用している基本契約約款

- ・建設工事の請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結しなければならない。

（「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）

### （3）契約書で定めている条項

- ・契約書には、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項について必ず記載すること。

### （4）契約書で定めている条項（建設リサイクル法関係）

- ・一定規模以上の解体工事等については、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項のほか、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定める事項を書面に記載し、当事者が署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項参照）

#### \*特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条

法第13条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

### （5）契約締結時期

- ・建設工事の着手前に、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

（「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）

## 3. 検査・引渡しについて

### （1）検査完了までの期間

- ・元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。（建設業法第24条の4第1項参照）

### （2）引渡しを受けるまでの期間

- ・元請負人は、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。（ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合を除く）（建設業法第24条の4第2項参照）
- ・元請負人がいつまでも検査を行わず、完成した工事目的物の引渡しを受けないときは、下請負人は、工事代金の支払を受けることができないばかりでなく、完成した工事目的物の保管責任を負わされ不測の損害を被る恐れもある。下請負人が不利な立場に陥らないように保管責任、危険負担の帰属をすみやかに下請負人から元請負人に移転する必要がある。

## 4. 下請代金の支払について

### （1）引渡しの申し出があつてから支払いを行うまでの期間

- ・特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人は除く。）から引渡しの申し出があつた日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金の支払期日を定めなければならない。（建設業法第24条の5第1項参照）
- ・特定建設業者は、注文者から支払を受けた日から一ヶ月以内か、下請負人から引渡しの申し出があつた日から起算して50日以内のいずれか早い方で支払わなければならない。

### （2）発注者から支払を受けてから下請業者に支払うまでの期間

- ・元請負人は、注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を

受けたときは、工事を施工した下請負人に対して、相応する下請代金を1ヶ月以内に支払わなければならない。（建設業法第24条の3第1項参照）

### （3）支払手段

- ・下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

（「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）

### （4）手形期間

- ・手形期間は、120日以内でできる限り短い期間としなければならない。

（「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）

- ・特定建設業者は、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。（建設業法第24条の5第3項参照）

### （5）前払金（中間前払金）の支払方法

#### 〈公共工事〉

- ・元請負人は、前払金（中間前払金）の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。（建設業法第24条の3第2項参照）

- ・公共工事においては、発注者からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前払するよう十分配慮すること。

（「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）

#### 〈民間工事〉

- ・元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。（建設業法第24条の3第2項参照）

- ・請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

（「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）

### （6）前払金（中間前払金）を支払っていない理由

- ・請負代金の前払金（中間前払金）に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法を請負契約書の当事者間で定め、元請負人は下請負人からの請求に対して、誠実にこれを履行しなければならない。（建設業法第18条及び第19条第1項第4号参照）

## 5. 資材及び代金について

### （1）代金の回収時期

- ・建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、予めその内容を明確にするとともにその引渡し時期、引渡しの方法等を請負契約書に定め、又、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

（「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）

### （2）回収した資材代金

- ・注文した建設工事に必要な資材を注文者自身から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除したり、当該資材の対価の全部若しくは一部を支

払わせたりすることにより、下請負人の利益を不当に害さないこと。（「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準について」（昭和47年4月1日公正取引委員会）参照）

## 6. 資材代金の支払方法について

### (1) 手形期間

- ・手形期間は、120日以内でできる限り短い期間としなければならない。  
（「建設業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）参照）
- ・特定建設業者は、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。（建設業法第24条の5第3項参照）

## 7. 施工体制台帳等について

### (1) 施工体制台帳作成

#### 〈公共工事〉

- ・特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、下請契約の請負代金の額が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、当該建設工事について、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置き、かつ、その写しを発注者に提出しなければならない。（建設業法第24条の7第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項参照）

#### 〈民間工事〉

- ・特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、下請契約の請負代金の額が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、当該建設工事について、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。（建設業法第24条の7第1項参照）

### (2) 施工体系図作成

#### 〈公共工事〉

- ・施工体制台帳の作成対象となる特定建設業者は、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。（建設業法第24条の7第4項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第3項参照）

#### 〈民間工事〉

- ・施工体制台帳の作成対象となる特定建設業者は、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。（建設業法第24条の7第4項参照）

### (3) 帳簿の備え付け

- ・建設業者は、その営業所ごとに、その営業に関する事項について建設業法施行規則第26条第1項で定める事項で、同第26条第2項で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。（建設業法第40条の3参照）

### (4) 帳簿の保存期間

- ・帳簿及び添付された書類の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから5年間となっています。（建設業法施行規則第28条参照）

# 建設業法令遵守ガイドライン（概要）

## 1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

## 2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の11項目について、

ア 留意すべき建設業法上の規定を解説

イ 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示（建設業法第20条第3項）
2. 書面による契約締結
  - 2-1 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3）
  - 2-2 追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
  - 2-3 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
4. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）
5. 不当な使用材料等の購入強制（建設業法第19条の4）
6. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
7. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）
8. 工期（建設業法第19条第2項、第19条の3）
9. 支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）
10. 長期手形（建設業法第24条の5第3項）
11. 帳簿の備付け及び保存（建設業法第40条の3）

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

12. 関連法令

- 12-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 12-2 社会保険・労働保険について（社会保険等の強制加入方式）

(3) 建設業の下請取引に関し留意すべき以下の関連条文等を掲載

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）
- ・建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄）
- ・建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（抄）

## 3. ガイドラインのURL

<http://www.mlit.go.jp/common/000023582.pdf>